

改正案	現行
<p>目次（現行のとおり）</p> <p>第一条から第八条の二まで（現行のとおり） （特定開発区域等脱炭素化方針の作成等）</p> <p>第八条の三（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>一から五まで（現行のとおり）</p> <p>六 気候変動への適応及び災害に対する強じん性に関する取組</p> <p>4から6まで（現行のとおり） （特定開発区域等脱炭素化方針の変更の届出）</p> <p>第八条の四（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>3（現行のとおり）</p> <p>一 前条第六項第二号に掲げる事項の変更にあつては、特定開発事業において新築等を行う特定建築物の延べ面積の増加及び棟数の変更を伴わない建築物の変更（特定建築物の主たる用途の変更を除く。）をする場合</p> <p>二（現行のとおり）</p> <p>第八条の五から第八条の二十三まで（現行のとおり）</p>	<p>目次（略）</p> <p>第一条から第八条の二まで（略） （特定開発区域等脱炭素化方針の作成等）</p> <p>第八条の三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一から五まで（略）</p> <p>六 気候変動（地球温暖化その他の気候の変動をいう。）への適応及び災害に対する強じん性に関する取組</p> <p>4から6まで（略） （特定開発区域等脱炭素化方針の変更の届出）</p> <p>第八条の四（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3（略）</p> <p>一 前条第六項第二号に掲げる事項の変更にあつては、特定開発事業において新築等を行う特別大規模特定建築物の延べ面積の増加及び棟数の変更を伴わない建築物の変更（特別大規模特定建築物の主たる用途の変更を除く。）をする場合</p> <p>二（略）</p> <p>第八条の五から第八条の二十三まで（略）</p>

(特定建築物の規模等)

第九条 (現行のとおり)

2| 条例第二十条に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。)第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

(特定建築物における省エネルギー性能基準の順守)

第九条の二 条例第二十条の二に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

一から九まで (現行のとおり)

2 前項第一号に規定する用途に供する当該特定建築物における条例第二十条の二に規定する規則で定める省エネルギー性能基準は、当該用途に供する部分(当該用途に供する部分の延べ面積(内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。次項において同じ。))が二千平方メートル以上である場合に限る。)について、別表第一の五 一の項に掲げる建築物の熱負荷の低減に関する基準及び設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準とする。

3 第一項第二号から第九号までに規定する用途に供する当該特定建築物における条例第二十条の二に規定する規則で定める省エネルギー性能基準は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

(特定建築物の規模)

第九条 (略)

(新設)

(省エネルギー性能基準の順守)

第九条の二 条例第二十条の三に規定する規則で定める用途は、次に掲げる用途とする。

一から九まで (略)

2 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。)第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

3 条例第二十条の三に規定する規則で定める省エネルギー性能基準は、次の各号に掲げる建築物の部分の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 当該特定建築物のうち、第一項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。） 別表第一の五二の項に掲げる建築物の熱負荷の低減に関する基準

二 当該特定建築物のうち、第一項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル以上である場合に限る。） 別表第一の五二の項に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準

（特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準の順守）

第九条の三 条例第二十条の三に規定する規則で定める種類の建築物は、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域内における建築物とする。

2 条例第二十条の三に規定する規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準は、当該特定建築物の建築面積（増築の場合にあつては増築する部分の建築面積。以下この項において同じ。）に五パーセントを乗じて得た値に一平方メートル当たり〇・一五キロワットを乗じて得た値以上の定格出力を備えた太陽光を利用

一 当該特定建築物のうち、第一項第二号から第八号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分の延べ面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。）が二千平方メートル以上である場合に限る。） 別表第一の五に掲げる建築物の熱負荷の低減に関する基準

二 当該特定建築物のうち、第一項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の全部（当該用途に供する部分の延べ面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その延べ面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの延べ面積を除く。）が二千平方メートル以上である場合に限る。） 別表第一の五に掲げる設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準

（新設）

- する設備（以下「太陽光発電設備」という。）を設置することとする。ただし、当該特定建築物の建築面積から知事が別に定める太陽光発電設備の設置が困難な屋上の部分を除いた面積（以下「設置可能面積」という。）が、当該特定建築物の建築面積に五パーセントを乗じて得た値より小さい場合は、当該設置可能面積に一平方メートル当たり〇・一五キロワットを乗じて得た値以上の定格出力を備えた太陽光発電設備を設置することとする。
- 3| 前項の規定にかかわらず、同項の規定により設置する太陽光発電設備の定格出力が、次の各号に掲げる特定建築物の延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める値に満たない場合は、当該値以上の定格出力の太陽光発電設備を設置することとする。
- 一 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 三キロワット
 - 二 五千平方メートル以上一万平方メートル未満 六キロワット
 - 三 一万平方メートル以上 十二キロワット
- 4| 第二項の規定にかかわらず、同項の規定により設置する太陽光発電設備の定格出力が、次の各号に掲げる特定建築物の延べ面積の区分に応じ、当該各号に定める値を超える場合は、当該値以上の定格出力の太陽光発電設備を設置することとする。
- 一 二千平方メートル以上五千平方メートル未満 九キロワット
 - 二 五千平方メートル以上一万平方メートル未満 十八キロワット
 - 三 一万平方メートル以上 三十六キロワット
- 5| 前三項の規定にかかわらず、当該特定建築物及びその敷地における次に掲げる設備の設置は、当該設備による再生可能エネルギーの利用の量と同程度の量において、前三項に規定する太陽光発

電設備の設置とみなす。

一 風力を利用する設備

二 バイオマスを利用する設備

三 太陽熱を利用する設備

四 地中熱を利用する設備

五 その他知事が認める再生可能エネルギーを利用する設備

6 前四項の規定にかかわらず、特定建築主は、その電気を当該特定建築物及びその敷地において利用するための再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備の設置（当該特定建築物及びその敷地以外に設置するものに限る。）その他知事が別に定める当該特定建築物及びその敷地における再生可能エネルギーの利用に係る措置を行うことができる。

7 前五項に定めるもののほか、再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（特定建築物等における電気自動車充電設備整備基準の順守）

第九条の四 条例第二十条の四に規定する規則で定める電気自動車充電設備整備基準は、当該特定建築物等における自動車の駐車のための施設（以下「駐車施設」という。）について、次の各号に掲げる駐車施設の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 当該特定建築物の所有者又は占有者が使用するための駐車施設（五以上の区画を有するものに限る。） 当該駐車施設の区画の数に百分の二十を乗じて得た値（その値に一未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた値とし、かつ、当該値が十を超えるときは十とする。）以上の区画に電気自動車充電設備を整備し、かつ、当該駐車施設の区画の数に百分の五十を乗じて

（新設）

得た値（その値に一未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた値とし、かつ、当該値が二十五を超えるときは二十五とする。）から電気自動車充電設備を整備する区画の数を減じた値以上の区画に電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。

二 前号に規定する駐車施設以外の駐車施設（荷さばきの用に供するものを除く。）（十以上の区画を有するものに限る。）

一 以上の区画に電気自動車充電設備を整備し、かつ、当該駐車施設の区画の数の百分の二十を乗じて得た値（その値に一未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた値とし、当該値が十を超えるときは十とする。）から電気自動車充電設備を整備する区画の数を減じた値以上の区画に電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。

2 前項に定めるもののほか、電気自動車充電設備整備基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

（建築物環境計画書の作成等）
第十条 （現行のとおり）

2 条例第二十一条の規定による建築物環境計画書の作成は、当該特定建築物において、第九条の二第一項第一号に規定する用途に供する部分及び同項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分のうち、主たる用途以外の部分の延べ面積が二千平方メートル未満の場合（同項第一号に規定する用途に供する部分において、条例第二十三条の三の二第一項の規定によるマンション環境性能表示を表示し、又は表示させる場合を除く。）については、当該部分における条例第二十一条第四号及び第五号に掲げる事項

（建築物環境計画書の作成等）
第十条 （略）
（新設）

を記載しないことができる。

3| (現行のとおり)

(削る)

4 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の任意提出)

第十条の二 条例第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出は、別記第三号様式の三による建築物環境計画書任意提出書に、前条第三項各号に掲げる書類等を添付して行わなければならない。

2 条例第二十一条の二第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物とする。

3 前条第一項、第二項及び第四項の規定は、条例第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出について準用する。

(建築物環境計画書の公表)

第十一条 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の変更等の届出)

第十二条 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

二 条例第二十一条第三号から第八号までに掲げる事項の変更
変更する事項に係る工事に着手する日の十五日前

2 条例第二十二條第一項の規定による届出は、条例第二十一条第一号に掲げる事項を変更する場合にあっては別記第三号様式の四

2| (略)

3| 条例第二十一条に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条第二号又は第三号に該当する建築物とする。

4 (略)

(建築物環境計画書の任意提出)

第十条の二 条例第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出は、別記第三号様式の三による建築物環境計画書任意提出書に、前条第二項各号に掲げる書類等を添付して行わなければならない。

2 条例第二十一条の二第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条第二号又は第三号に該当する建築物とする。

3 前条第一項及び第四項の規定は、条例第二十一条の二第一項の規定による建築物環境計画書の提出について準用する。

(建築物環境計画書の概要についての公表)

第十一条 (略)

(建築物環境計画書の変更等の届出)

第十二条 (略)

一 (略)

二 条例第二十一条第三号から第七号までに掲げる事項の変更
変更する事項に係る工事に着手する日の十五日前

2 条例第二十二條第一項の規定による届出は、条例第二十一条第一号に掲げる事項を変更する場合にあっては別記第三号様式の四

による建築主等氏名等変更届出書により、同条第三号から第八号までに掲げる事項を変更する場合にあっては別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。

3 前項の建築物環境計画書変更届出書の届出に当たっては、変更する事項を反映した第十条第三項各号に掲げる書類等を添付しなければならぬ。

4 (現行のとおり)

一 (現行のとおり)

ア (現行のとおり)

イ 主たる用途以外の部分のうち第九条の二第一項第一号に規定する用途に供する部分又は同項第二号から第九号までに規定する用途に供する部分の延べ面積が、新たに二千平方メートル以上になる変更

二 (現行のとおり)

(削る)

5 (現行のとおり)

第十三条 (現行のとおり)

(性能表示等を行う建築物の評価項目等)

第十三条の二 (現行のとおり)

一から五まで (現行のとおり)

による建築主等氏名等変更届出書により、同条第三号から第七号までに掲げる事項を変更する場合にあっては別記第四号様式による建築物環境計画書変更届出書によらなければならない。

3 前項の建築物環境計画書変更届出書の届出に当たっては、変更する事項を反映した第十条第二項各号に掲げる書類等を添付しなければならぬ。

4 (略)

一 (略)

ア (略)

イ 第八条の三第二項各号に規定する用途に供する部分の延べ面積が、新たに二千平方メートル以上になる変更

二 (略)

三 条例第二十一条第六号に掲げる事項の変更にあつては、同号に規定する再生可能エネルギーの利用に係る措置の有無の検討結果を変更するとき又は当該措置のうち太陽光を利用するための設備において太陽光の変換方法を変更するとき以外の変更をする場合

5 (略)

第十三条 (略)

(性能表示等を行う建築物の評価項目等)

第十三条の二 (略)

一から五まで (略)

六 電気自動車充電設備の設置

(削る)

2| (現行のとおり)

(削る)

第十三条の三及び第十三条の三の二 (現行のとおり)

(環境性能評価書の作成等)

第十三条の四 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める特定建築主は、第九条の二第一項第一号に規定する用途に供する部分のみに係る工事完了の届出を行った特定建築主を除いた者とする。

2 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める日までの間は、非住宅用途特定建築物等の新築等に係る工事の着手の予定の日の少なくとも二十一日前から、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までとする。

一 非住宅用途特定建築物等の全部について、売却又は信託の受益権が譲渡された日

二 (現行のとおり)

3 (現行のとおり)

一 一の買受人、賃借人又は信託の受益権の譲受人(以下「買受

(新設)

2| 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める規模は、建築物の新築又は改築の場合にあつては延べ面積が、建築物の増築の場合にあつては増築部分の延べ面積が、それぞれ一万平方メートルであることとする。

3| (略)

4| 条例第二十三条の二第二項に規定する規則で定める種類の建築物は、建築物省エネ法第十八条第二号又は第三号に該当する建築物とする。

第十三条の三及び第十三条の三の二 (略)

(環境性能評価書の作成等)

第十三条の四 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める特別大規模特定建築主は、第九条の二第一項第一号に規定する用途に供する部分のみに係る工事完了の届出を行った特別大規模特定建築主を除いた者とする。

2 条例第二十三条の四第一項に規定する規則で定める日までの間は、特別大規模特定建築物等の新築等に係る工事の着手の予定の日の少なくとも二十一日前から、次の各号に掲げる日のいずれか早い日までとする。

一 特別大規模特定建築物等の全部について、売却又は信託の受益権が譲渡された日

二 (略)

3 (略)

一 一の買受人、賃借人又は信託の受益権の譲受人(以下「買受

人等」という。)に、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡(以下「売却等」という。)をしようとする非住宅用途特定建築物等に係る環境性能評価書の交付を行ったことがない場合であつて、当該買受人等に売却等をしようとする部分(既に売却等をしている部分を含む。)のうち、第九条の二第二項第二号から第八号までに規定する各用途に供する部分の延べ面積が三百平方メートル未満であるとき。

二 既に一の買受人等に、非住宅用途特定建築物等の一部について、環境性能評価書の交付を行ったことがある場合であつて、当該非住宅用途特定建築物等の他の部分を当該買受人等に売却等をしようとするとき(環境性能評価書に記載する第十三条の二第二項各号に規定する措置に係る評価に変更がないときに限る。)

4及び5 (現行のとおり)

(マンション環境性能表示の変更の届出等)

第十三条の五 (現行のとおり)

2及び3 (現行のとおり)

4 知事は、条例第二十三条の三第四項(条例第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)又は第二十三条の六第三項の規定による公表の内容が第十三条第一項に規定する建築物等工事完了届出書の内容と異なる場合で、第十三条の三第二項各号に掲げる広告が行われなかつと認めるときは、当該建築物等工事完了届出書の内容に基づき、知事が別に定めるところにより当該公表の内容を修正することができる。

人等」という。)に、売却、賃貸又は信託の受益権の譲渡(以下「売却等」という。)をしようとする特別大規模特定建築物等に係る環境性能評価書の交付を行ったことがない場合であつて、当該買受人等に売却等をしようとする部分(既に売却等をしている部分を含む。)のうち、第九条の二第二項第二号から第八号までに規定する各用途に供する部分の延べ面積が二千平方メートル未満であるとき。

二 既に一の買受人等に、特別大規模特定建築物等の一部について、環境性能評価書の交付を行ったことがある場合であつて、当該特別大規模特定建築物等の他の部分を当該買受人等に売却等をしようとするとき(環境性能評価書に記載する第十三条の二第二項各号に規定する措置に係る評価に変更がないときに限る。)

4及び5 (略)

(マンション環境性能表示の変更の届出等)

第十三条の五 (略)

2及び3 (略)

4 知事は、条例第二十三条の三第四項(条例第二十三条の三の二第二項で準用する場合を含む。)又は第二十三条の六第三項の規定による概要の公表の内容が第十三条第一項に規定する建築物等工事完了届出書の内容と異なる場合で、第十三条の三第二項各号に掲げる広告が行われなかつと認めるときは、当該建築物等工事完了届出書の内容に基づき、知事が別に定めるところにより当該公表の内容を修正することができる。

(中小規模特定建築物における省エネルギー性能基準の順守)

第十三条の五の二 条例第二十三条の七第一項に規定する規則で定める規模は、延べ面積が二千平方メートルであることとする。

2 条例第二十三条の七第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、次のいずれかに該当する建築物とする。

一 延べ面積が十平方メートル以下の建築物

二 建築物省エネ法第十八条各号のいずれかに該当する建築物

三 大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村の区域内における建築物

3 条例第二十三条の七第一項に規定する規則で定める値は、二万平方メートルとする。

4 条例第二十三条の七第一項に規定する申請は、知事が別に定める様式により行わなければならない。

5 条例第二十三条の七第一項に規定する承認は、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する中小規模特定建築物の延べ面積の合計が知事が別に定める値以上である建物供給事業者その他知事が認めるものに対して行うものとする。

6 条例第二十三条の七第一項に規定する規則で定める用途は、第九条の二第一項各号に規定する用途とする。

7 条例第二十三条の七第一項に規定する規則で定める省エネルギー性能基準は、第九条の二第一項各号に規定する用途に供する部分について、別表第一の五 三の項及び四の項に掲げる建築物の熱負荷の低減に関する基準及び設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準とする。

(新設)

(中小規模特定建築物等における再生可能エネルギー利用設備設置基準の順守)

第十三条の五の三 条例第二十三条の八第一項に規定する規則で定める種類の建築物は、当該中小規模特定建築物における屋根の水平投影面積が二十平方メートル未満の建築物、法令により再生可能エネルギーを利用する設備を設置できない建築物その他知事が別に定める建築物とする。

2| 条例第二十三条の八第一項に規定する規則で定める再生可能エネルギー利用設備設置基準は、特定供給事業者が一年間に新たに建設し、又は新築する当該中小規模特定建築物の棟数に知事が別に定める区域ごとの係数を乗じて得た値に、二キロワットを乗じて得た値以上の定格出力を備えた太陽光発電設備を設置することとする。

3| 前項の規定にかかわらず、当該中小規模特定建築物及びその敷地における次に掲げる設備の設置は、当該設備における再生可能エネルギーの利用の量と同程度の量において、同項に規定する太陽光発電設備の設置とみなす。

一 太陽熱を利用する設備

二 地中熱を利用する設備

三 その他知事が認める再生可能エネルギーを利用する設備

4| 前二項の規定にかかわらず、特定供給事業者は、第二項の規定により太陽光発電設備を設置する場合における再生可能エネルギーの利用の量に知事が別に定める割合を乗じて得た値を上限として、都内に現に存する建築物（前条第二項各号に規定する建築物を除く。）及びその敷地における再生可能エネルギーを利用する

(新設)

設備の新設を行うことができる。

- 5| 前三項に定めるもののほか、再生可能エネルギー利用設備設置基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(中小規模特定建築物等における電気自動車充電設備整備基準の順守)

第十三条の五の四 条例第二十三条の九第一項に規定する規則で定める電気自動車充電設備整備基準は、次の各号に掲げる中小規模特定建築物の区分に応じて、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 一戸建ての住宅 当該駐車施設の一以上の区画に電気自動車充電設備又は電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。

二 前号以外の中小規模特定建築物（十以上の区画を有する駐車施設があるものに限る。） 当該駐車施設の一以上の区画に電気自動車充電設備を整備し、かつ、当該駐車施設の区画の数に百分の二十を乗じて得た値（その値に一未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた値）から電気自動車充電設備を整備する区画の数を減じた値以上の区画に電気自動車充電設備のために使用する配管等を整備すること。

- 2| 前項に定めるもののほか、電気自動車充電設備整備基準に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(中小規模特定建築物等に係る措置に関する説明等)

第十三条の五の五 条例第二十三条の十第一項に規定する規則で定める者は、当該特定供給事業者以外に所有又は占有をされたことがなく、かつ、新築に係る工事が完了した日から起算して一年を経過していない当該中小規模特定建築物の購入又は賃借をしよう

(新設)

(新設)

- とする者とする。
- 2| 条例第二十三条の十第一項及び第二項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
- 一| 説明の年月日
- 二| 説明の相手方の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
- 三| 当該中小規模特定建築物の所在地
- 四| 第十三条の五の二第七項に規定する省エネルギー性能基準（別表第一の五 三の項の表イからハまでの欄における住宅用途B E Iの値は、同表備考三（一）本文により算出した値とする。）その他知事が別に定める事項に係る対応状況
- 五| 第十三条の五の三第一項に規定する建築物への該当の有無、二キロワット以上の定格出力を備えた太陽光発電設備の設置その他知事が別に定める事項に係る対応状況
- 六| 前条第一項及び第二項に規定する電気自動車充電設備整備基準その他知事が別に定める事項に係る対応状況
- 七| 前三号に規定する基準等に対応していない場合における当該基準等に対応するための措置の内容（建設請負事業者が新たに建設する中小規模特定建築物に係るものに限る。）
- 八| その他知事が必要と認める事項
- 3| 条例第二十三条の十第一項及び第二項に規定する説明は、当該中小規模特定建築物に係る新築、購入又は賃借の契約が成立するまでの間に行うものとする。
- 4| 条例第二十三条の十第三項に規定する規則で定める日は、当該中小規模特定建築物に係る建築基準法第六条第一項又は第十八条

第三項の規定による確認済証の交付（法令の規定により当該確認済証の交付があつたとみなされる場合を含む。）がされた日の属する年度の翌々年度の末日とする。

（建築物環境報告書の作成等）

第十三条の五の六 条例第二十三条の十一第一項の規定による建築物環境報告書の提出は、毎年度九月末日までに、知事が別に定める様式により行わなければならない。

2| 条例第二十三条の十一第一項第七号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 当該建築物環境報告書を提出する日の属する年度において新たに建設し、又は新築しようとする中小規模特定建築物の棟数及び延べ面積の合計

二 その他知事が必要と認める事項

3| 条例第二十三条の十一第四項に規定する規則で定める書類等は、次に掲げるものとする。

一 条例第二十三条の十一第一項各号に掲げる事項の内容を示す書類及び図書

二 その他知事が必要と認めるもの

4| 条例第二十三条の十一第四項に規定する規則で定める日は、同条第一項の規定による建築物環境報告書を提出した日の属する年度の翌年度の末日とする。

（建築物環境報告書の任意提出）

第十三条の五の七 条例第二十三条の十二第一項の規定による建築物環境報告書の提出は、毎年度九月末日までに、前条第一項に規定する様式により行わなければならない。

（新設）

（新設）

2| 前条第二項から第四項までの規定は、条例第二十三条の十二第一項の規定による建築物環境報告書の提出について準用する。この場合において、前条第四項中「同条第一項」とあるのは「条例第二十三条の十二第一項」と読み替えるものとする。

(建築物環境報告書の公表)

第十三条の五の八 条例第二十三条の十三の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

- 一 知事が別に定める日及び時間における環境局での閲覧
- 二 インターネットの利用による公表

2| 条例第二十三条の十三に規定する規則で定める事項は、条例第二十三条の十一第一項第一号及び第三号から第六号までに規定する事項その他知事が別に定めるものとする。

(提出書等の提出)

第十三条の五の九 (現行のとおり)

- 一 第十条、第十条の二、第十二条、第十三条、第十三条の三(第十三条の三の二で準用する場合を含む。)、第十三条の四及び第十三条の五の各条に定める別記様式による提出書又は届出書の正本の写し

- 二 第十条、第十条の二、第十二条、第十三条、第十三条の三(第十三条の三の二で準用する場合を含む。)、第十三条の四及び第十三条の五の各条に定める別記様式による提出書又は届出書に添付する関係書類等の正本及びその写し

第十三条の六から第八十三条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第一の四まで (現行のとおり)

(新設)

(提出書等の提出)

第十三条の五の二 (略)

- 一 第十条、第十条の二、第十二条、第十三条、第十三条の三(第十三条の三の二で準用する場合を含む。)、第十三条の四及び前条の各条に定める別記様式による提出書又は届出書の正本の写し

- 二 第十条、第十条の二、第十二条、第十三条、第十三条の三(第十三条の三の二で準用する場合を含む。)、第十三条の四及び前条の各条に定める別記様式による提出書又は届出書に添付する関係書類等の正本及びその写し

第十三条の六から第八十三条まで (略)

別表第一から別表第一の四まで (略)

別表第一の五 省エネルギー性能基準（第九条の二及び第十三条の五の二関係）

一 特定建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）における省エネルギー性能基準

設備システム のエネルギー 利用の低減に	基準		区分		
	イ	ロ	地域区分四 における特 定建築物	地域区分 五、六又は 七における 特定建築物	地域区分八 における特 定建築物
イ	ロ	建築物の熱負 荷の低減に関 する基準（イ 又はロのい れかに適合す ること。）	外皮平均熱 貫流率が 〇・七五以 下であるこ と。	外皮平均熱 貫流率が 〇・八七以 下であるこ と。	
ロ	イ	住宅部分の外壁、窓等を通 しての熱の損失の防止に関 する基準及び一次エ ネルギー消費量に関する 基準（平成二十八年国土 交通省告示第二百十六 号。以下「住宅仕様基 準」という。）第一項 (1)、(2)及び(3)イに適合 すること。	住宅用途B E Iが一・〇以下であるこ と。		
			住宅仕様基準第二項に適合すること。		

別表第一の五 省エネルギー性能基準（第九条の二関係）
(新設)

基準	区分				二 特定建築物（住宅以外の用途に供する部分に限る。）における省エネルギー性能基準 （現行のとおり） 三 中小規模特定建築物（住宅の用途に供する部分に限る。）における省エネルギー性能基準	関する基準 （イ又はロのいずれかに適合すること。）
	イ	ロ	ハ	ニ		
	建築物省エネ法第二十八条第一項に規定する特定一戸建て住宅建築主が新築する同項に規定する分譲型一戸建て規格住宅の	建築物省エネ法第三十一条第一項に規定する特定一戸建て建設工事業者が新たに建設する同項に規定する請負型一戸建て規	建築物省エネ法第二十八条第二項に規定する特定共同住宅等建築主又は建築物省エネ法第三十一条第二項に規定する特定共	第九條の二第一項第一号に規定する用途に供する部分（イからハまでに規定するものを除く。）		

（略）
（新設）

	建築物の熱負荷の低減に関する基準
用途に供するもの	外皮平均熱貫流率が〇・八七以下(地域区分四における中小規模特定建築物)については〇・七五以下)であること。
格住宅の用途に供するもの	
同住宅等建設工事業者が新たに建設する長屋又は共同住宅の用途に供する部分	
外皮平均熱貫流率が〇・八七以下(地域区分四における中小規模特定建築物)については〇・七五以下)であること又は住宅仕様基準第一項(1)、(2)及び(3)に適合すること	

設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	住宅用途B E Iが○・ 八五以下で あること。	住宅用途B E Iが○・ 八以下であ ること。	住宅用途B E Iが○・ 九以下であ ること。	住宅用途B E Iが一・ ○以下であ ること又は 住宅仕様基 準第二項に 適合するこ と。
-------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	--

四 中小規模特定建築物（住宅以外の用途に供する部分に限る。）における省エネルギー性能基準

基準	区分	
	第九條の二第一項 第二号から第八号 までに規定する用 途に供する部分	第九條の二第一項 第九号に規定する 用途に供する部分
建築物の熱負荷の低減に関する基準	B P Iが一・○以下であること。	
設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準	非住宅用途B E Iが一・○以下であること。	非住宅用途B E Iが一・○以下であること。

備考

一 地域区分とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号。以下「基準告示」という。）別表第

（新設）

備考

（新設）

十に掲げる地域の区分をいう。

二 外皮平均熱貫流率とは、次のいずれかの値をいう。ただし

し、三の項の表イからハまでの欄に掲げる用途に供する建築物（特定建築物における増築の場合にあつては増築部分に限る。以下同じ。）の場合にあつては、(一)の値をいう。

(一) 建築物の単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の内外の温度差一度当たりの総熱損失量（換気による熱損失量を除く。以下同じ。）を当該単位住戸の外皮（外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏、天井裏その他これらに類する建築物の部分を含む。）に接する天井（小屋裏又は天井裏が外気に通じていない場合にあつては、屋根）、壁、床及び開口部並びに当該単位住戸以外の建築物の部分に接する部分をいう。以下同じ。）の面積で除して得た値をいう。

(二) 外皮性能モデル住宅（国土交通大臣が構造に応じて外皮平均熱貫流率の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。）の単位住戸の内外の温度差一度当たりの総熱損失量を当該単位住戸の外皮の面積で除して得た値をいう。

三 住宅用途B E Iとは、次のいずれかの値をいう。ただし、

三の項の表イからハまでの欄に掲げる用途に供する建築物の場合にあつては、(一)の値をいう。

(一) 建築物（一の項の表の適用においては、共用部分を含む。二において同じ。）の設計一次エネルギー消費量

（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成

（新設）

（新設）

二十八年經濟産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。）第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第四条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）を基準一次エネルギー消費量（基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第五条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。以下この項において同じ。）で除して得た値をいう。ただし、三の項の表イからハまでの欄における住宅用途B E Iは、特定供給事業者が、一年間に都内において新たに建設し、又は新築する同表イからハまでの欄に掲げる各用途に供する建築物に係る設計一次エネルギー消費量の合計を当該建築物に係る基準一次エネルギー消費量の合計で除して得た値とする。

(二) 建築物の一次エネルギー消費量モデル住宅（国土交通大臣が設備に応じて住宅部分の一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な住宅であると認めるものをいう。以下(二)において同じ。）の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル住宅の基準一次エネルギー消費量で除して得た値をいう。
(現行のとおり)

(一) 建築物の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空間をいう。以下同じ。）の年間熱負荷（基準告示第一

一
(略)

(一) 特定建築物（増築の場合にあつては増築部分に限る。以下同じ。）の屋内周囲空間（各階の外気に接する壁の中心線から水平距離が五メートル以内の屋内の空間、屋根の直下の階の屋内の空間及び外気に接する床の直上の屋内の空

三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。)

を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあつては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(二) 建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物(非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(二)において同じ。)の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあつては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の

間をいう。以下同じ。)の年間熱負荷(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項(平成二十八年国土交通省告示第二百六十五号)第一三に定めるところにより求めたものをいう。以下同じ。)を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成二十八年経済産業省・国土交通省令第一号。以下「基準省令」という。)別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあつては、当該部分の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(二) 特定建築物の形状に応じた年間熱負荷モデル建築物(非住宅部分の形状を単純化した建築物であつて、屋内周囲空間の年間熱負荷の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が認めるものをいう。以下(二)において同じ。)の屋内周囲空間の年間熱負荷を屋内周囲空間の床面積の合計(単位 平方メートル)で除して得た値を、用途及び地域の区分に応じた基準省令別表第二に掲げる数値で除して得た値とする。ただし、同表に掲げる用途のうち二以上の用途に供する部分を含む場合にあつては、年間熱負荷モデル建築物の各用途の屋内周囲空間の年間熱負荷の合計を各用途の屋

合計を各用途の屋内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(三) (現行のとおり)

五 (現行のとおり)

(一) 建築物の設計一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第二条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。(二)において同じ。)を基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第三条中Bを乗じる部分及び E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。(二)において同じ。)で除して得た値とする。

(二) 建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物(国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。

(三) (現行のとおり)

六 二の項の表にかかわらず、特定建築物を同表イからハまでの欄に掲げる用途のうち二以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準は、次のいずれかとする。

内周囲空間の床面積の合計で除した数値を、用途及び地域の区分に応じた同表に掲げる各数値を各用途の屋内周囲空間の床面積により加重平均した数値で除して得た値とする。

(三) (略)

二 (略)

(一) 特定建築物の設計一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第二条中 E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。(二)において同じ。)を基準一次エネルギー消費量(基準省令第一条第一項第一号イに規定するものをいい、基準省令第三条中Bを乗じる部分及び E_M を加える部分を除いて算出したものをいう。(二)において同じ。)で除して得た値とする。

(二) 特定建築物の用途と同一の用途の一次エネルギー消費量モデル建築物(国土交通大臣が用途に応じて一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物であると認めるものをいう。以下同じ。)の設計一次エネルギー消費量を当該一次エネルギー消費量モデル建築物の基準一次エネルギー消費量で除して得た値とする。

(三) (略)

三 この表にかかわらず、特定建築物を同表イからハまでの欄に掲げる用途のうち二以上の用途に供する場合における設備システムのエネルギー利用の低減に関する基準は、次のいずれかとする。

(一)及び(二) (現行のとおり)

別表第二から別表第二十まで (現行のとおり)

別記第一号様式から別記第三号様式まで (現行のとおり)

別記第二号様式の二

第3号様式の2(第10条関係)

建築物環境計画書		建物番号		
1 建築主の氏名等				
建築主	氏名	(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
	住所	(法人にあっては主たる事務所の所在地)		
設計者	氏名	(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
	住所	(法人にあっては主たる事務所の所在地)		
施工者	氏名	(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
	住所	(法人にあっては主たる事務所の所在地)		
計画書の担当部署	名称	連絡先		
2 建築物等の名称及び所在地				
建築物等の名称		建築物等の所在地		
3 建築物等の概要				
新築・増築・改築の区別				
工事期間(予定)	工事着手	工事完了		
	年月日	年月日		
敷地面積	㎡	建築面積	㎡	
延べ面積	㎡			
用途別床面積	住宅等	㎡	飲食店等	㎡
	ホテル等	㎡	集会所等	㎡
	病院等	㎡	工場等	㎡
	百貨店等	㎡	その他()	㎡
	事務所等	㎡	()	㎡
	学校等	㎡	()	㎡
建築物の高さ	階数			
構造				
4 エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換、資源の適正利用、生物の多様性の保全並びに気候変動への適応に係る環境への配慮のための措置並びにその取組状況の評価 別紙「取組・評価書」のとおり				
5 省エネルギー性能基準に対する適合状況 <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 対象となる用途がない				
6 再生可能エネルギー利用設備設置基準に対する適合状況 <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 対象となる用途がない				
7 電気自動車充電設備整備基準に対する適合状況 <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 対象となる用途がない				

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式の三から別記第五号様式の二まで (現行のとおり)

り)

別記第五号様式の三

(一)及び(二) (略)

別表第二から別表第二十まで (略)

別記第一号様式から別記第三号様式まで (略)

別記第二号様式の二

第3号様式の2(第10条関係)

建築物環境計画書		建物番号		
1 建築主の氏名等				
建築主	氏名	(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
	住所	(法人にあっては主たる事務所の所在地)		
設計者	氏名	(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
	住所	(法人にあっては主たる事務所の所在地)		
施工者	氏名	(法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
	住所	(法人にあっては主たる事務所の所在地)		
計画書の担当部署	名称	連絡先		
2 建築物等の名称及び所在地				
建築物等の名称		建築物等の所在地		
3 建築物等の概要				
新築・増築・改築の区別				
工事期間(予定)	工事着手	工事完了		
	年月日	年月日		
敷地面積	㎡	建築面積	㎡	
延べ面積	㎡			
用途別床面積	住宅等	㎡	飲食店等	㎡
	ホテル等	㎡	集会所等	㎡
	病院等	㎡	工場等	㎡
	百貨店等	㎡	その他()	㎡
	事務所等	㎡	()	㎡
	学校等	㎡	()	㎡
建築物の高さ	階数			
構造				
4 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置並びにその取組状況の評価 別紙「取組・評価書」のとおり				
5 再生可能エネルギーの利用に係る措置に関する検討状況 別紙「再生可能エネルギー利用に係る検討シート」のとおり 【設備】 <input type="checkbox"/> 導入する <input type="checkbox"/> 導入しない 【電力】 <input type="checkbox"/> 導入する <input type="checkbox"/> 導入しない <input type="checkbox"/> 未定				
6 省エネルギー性能基準に対する適合状況 <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 対象となる用途がない				
7 エネルギーの使用の合理化に関する性能の目標値への適合状況 <input type="checkbox"/> 適合する <input type="checkbox"/> 適合しない <input type="checkbox"/> 対象となる用途がない				

(日本産業規格A列4番)

別記第三号様式の三から別記第五号様式の二まで (略)

り)

別記第五号様式の三

別記第五号様式の四から別記第三十九号様式まで (現行のとお

第5号様式の3(第13条の4関係)

東京都知事殿	年 月 日
住所 氏名 〔法人にあつては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地〕	
環境性能評価書交付届出書	
環境性能評価書の交付を行ったので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
特定建築物の名称	
特定建築物の所在地	
特定建築物の用途別床面積	ホテル等 m ² 飲食店等 m ²
	病院等 m ² 集会所等 m ²
	百貨店等 m ² その他() m ²
	事務所等 m ² () m ²
	学校等 m ² () m ²
建築物環境計画書提出書等の 受付番号	建築物環境計画書提出書() 建築物環境計画書変更届出書() 建築物等工事完了届出書()
交付した環境性能評価書の写し	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

別記第五号様式の四から別記第三十九号様式まで (略)

第5号様式の3(第13条の4関係)

東京都知事殿	年 月 日
住所 氏名 〔法人にあつては名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地〕	
環境性能評価書交付届出書	
環境性能評価書の交付を行ったので、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第23条の4第2項の規定により、次のとおり届け出ます。	
特別大規模特定建築物の名称	
特別大規模特定建築物の所在地	
特別大規模特定建築物の 用途別床面積	ホテル等 m ² 飲食店等 m ²
	病院等 m ² 集会所等 m ²
	百貨店等 m ² その他() m ²
	事務所等 m ² () m ²
	学校等 m ² () m ²
建築物環境計画書提出書等の 受付番号	建築物環境計画書提出書() 建築物環境計画書変更届出書() 建築物等工事完了届出書()
交付した環境性能評価書の写し	別添のとおり
連絡先	(電話番号)
※受付欄	

(日本産業規格A列4番)

備考 ※印の欄には、記入しないこと。